

離島等供給特例承認申請書

2022年12月7日

中国電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

企 託 サ 第 47 号

2022 年 12 月 7 日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2022年4月1日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2022年4月1日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2023年1月の検針日から2023年10月の検針日の前日までといたします。
 - (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
 - (3) 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
 - (4) 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

用] 26 (低圧季節別時間帯別電力) (4)、離島約款 [低圧用] 27 (深夜電力) (2)ニ、離島約款 [低圧用] 28 (第2深夜電力) (4)、離島約款 [低圧用] 29 (融雪用電力) (5)、離島約款 [高圧用] 15 (業務用電力) (5)、離島約款 [高圧用] 16 (業務用TOU) (6)、離島約款 [高圧用] 17 (業務用高負荷率電力) (5)、離島約款 [高圧用] 18 (業務用高負荷率TOU) (6)、離島約款 [高圧用] 19 (業務用ウィークエンド) (6)、離島約款 [高圧用] 20 (高圧電力) (1)ホもしくは(2)ニ、離島約款 [高圧用] 21 (高圧TOU) (1)ヘもしくは(2)ホ、離島約款 [高圧用] 22 (高圧高負荷率電力) (1)ホもしくは(2)ニ、離島約款 [高圧用] 23 (高圧高負荷率TOU) (1)ヘもしくは(2)ホ、離島約款 [高圧用] 24 (高圧ウィークエンド) (1)ヘもしくは(2)ホ、離島約款 [高圧用] 25 (臨時電力) (4)、離島約款 [高圧用] 26 (農事用電力) (3)、離島約款 [高圧用] 27 (自家発補給電力) (1)ハもしくは(2)ハもしくは離島約款 [高圧用] 28 (予備電力) (3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料金

2 (適用期間) に定める適用期間における、離島約款 [低圧用] 15 (定額電灯) (4)もしくは離島約款 [低圧用] 21 (公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款 [低圧用] 16 (従量電灯) (1)ニ、離島約款 [低圧用] 20 (臨時電灯) (1)ハもしくは(2)ロ、離島約款 [低圧用] 21 (公衆街路灯) (2)ロ、離島約款 [低圧用] 24 (臨時電力) (3)イ、離島約款 [低圧用] 25 (農事用電力) (2)ロ(イ)もしくは(3)ニ(イ)、離島約款 [低圧用] 27 深夜電力(1)ホの料金または離島約款 [低圧用] 16 (従量電灯) (2)ホ、離島約款 [低圧用] 17 (時間帯別電灯) (5)、離島約款 [低圧用] 18 (ファミリータイム) (1)ホもしくは(2)ホ、離島約款 [低圧用] 19 (電灯ピークシフトプラン) (5)、離島約款 [低圧用] 20 (臨時電灯) (3)ロ、離島約款 [低圧用] 21 (公衆街路灯) (3)ハ、離島約款 [低圧用] 22 (低圧高負荷契約) (5)、離島約款 [低圧用] 23 (低圧電力) (5)、離島約款 [低圧用] 24 (臨時電力) (3)ロ、離島約款 [低圧用] 25 (農事用電力) (1)ハ、(2)ロ(ロ)もしくは(3)ニ(ロ)、離島約款 [低圧用] 26 (低圧季節別時間帯別電力) (4)、離島約款 [低圧用] 27 (深夜電力) (2)ニ、離島約款 [低圧用] 28 (第2深夜電力) (4)、離島約款 [低圧用] 29 (融雪用電力) (5)、離島約款 [高圧用] 15 (業務用電力) (5)、離島約款 [高圧用] 16 (業務用TOU) (6)、離島約款 [高圧用] 17 (業務用高負荷率電力) (5)、離島約款 [高圧用] 18 (業務用高負荷率TOU) (6)、離島約款 [高圧用] 19 (業務用ウィークエンド) (6)、離島約款 [高圧用] 20 (高圧電力) (1)ホもしくは(2)ニ、離島約款 [高圧用] 21 (高圧TOU) (1)ヘもしくは(2)ホ、離島約款 [高圧用] 22 (高圧高負荷率電力) (1)ホもしくは(2)ニ、離島約款 [高圧用] 23 (高圧高負荷率TOU) (1)ヘもしくは(2)ホ、離島約款 [高圧用] 24 (高圧ウィークエンド) (1)ヘもしくは(2)ホ、離島約款 [高圧用] 25 (臨時電力) (4)、離島約款 [高圧用] 26 (農事用電力) (3)、離島約款 [高圧用] 27 (自家発補給電力) (1)ハもしくは(2)ハもしくは離島約款 [高圧用] 28 (予備電力) (3)の電力量料金は、離島約款 [低圧用] または離島約款 [高圧用] に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ (ニ)により算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

他の事項については、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定めるところによるものといたします。

別 表

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1543$$

$$\beta = 0.1322$$

$$\gamma = 0.9761$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低压で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、39,000 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,000 円を上回る場合

平均燃料価格は、39,000 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (39,000 \text{ 円} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 高圧で供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022年9月1日から 2022年11月30日までの期間	2023年1月の検針日から 2023年2月の検針日の前日までの期間
2022年10月1日から 2022年12月31日までの期間	2023年2月の検針日から 2023年3月の検針日の前日までの期間
2022年11月1日から 2023年1月31日までの期間	2023年3月の検針日から 2023年4月の検針日の前日までの期間
2022年12月1日から 2023年2月28日までの期間	2023年4月の検針日から 2023年5月の検針日の前日までの期間
2023年1月1日から 2023年3月31日までの期間	2023年5月の検針日から 2023年6月の検針日の前日までの期間
2023年2月1日から 2023年4月30日までの期間	2023年6月の検針日から 2023年7月の検針日の前日までの期間
2023年3月1日から 2023年5月31日までの期間	2023年7月の検針日から 2023年8月の検針日の前日までの期間
2023年4月1日から 2023年6月30日までの期間	2023年8月の検針日から 2023年9月の検針日の前日までの期間
2023年5月1日から 2023年7月31日までの期間	2023年9月の検針日から 2023年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、aにいう検針日は、応当日といたします。

- c　高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、
 - d の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。
 - d　高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。
- ロ　2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価
 - (ロ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円の場合
燃料費調整単価＝(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価
 - (ハ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価
- (二)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
- 燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価 - (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ホ)　特別措置の燃料費調整単価
 - a　定額制供給の場合
 - (ア)　定額電灯および公衆街路灯 A
特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	27 円 19 銭	13 円 59 銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	54 円 38 銭	27 円 19 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	108 円 75 銭	54 円 38 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	163 円 13 銭	81 円 56 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	135 円 94 銭	67 円 97 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81 円 21 銭	40 円 60 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162 円 41 銭	81 円 21 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	81 円 21 銭	40 円 60 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

		2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合		2 円 19 銭	1 円 10 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合		4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合		4 円 38 銭	2 円 19 銭
100 ボルトアンペアまでごとに			
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合		43 円 82 銭	21 円 91 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合		43 円 82 銭	21 円 91 銭
1 ボルトアンペアまでごとに			

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円52銭

(d) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円51銭	5円76銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	23円02銭	11円51銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	46円05銭	23円02銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	69円07銭	34円53銭
契約電力4キロワットの場合1日につき	92円09銭	46円05銭
契約電力5キロワットの場合1日につき	115円12銭	57円56銭

(e) 農事用電力C（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	82円89銭	41円45銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	41円45銭	20円73銭

(f) 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
1契約につき	700円00銭	350円00銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき 最初の15キロワット時まで	105円00銭 52円50銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	7円00銭 3円50銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭 3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭 1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力B、農事用電力Cおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、

最低料金適用電力量にまでは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	95銭3厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円90銭5厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円81銭2厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5円71銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	9円52銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき	4円76銭4厘
	50ワットまでごとに	
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円84銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ	5円69銭1厘
	100ボルトアンペアまでの1機器につき	
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき	2円84銭6厘
	50ボルトアンペアまでごとに	

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	15銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合	15銭4厘
100ボルトアンペアまでごとに	
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	1円53銭6厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合	1円53銭6厘
1ボルトアンペアまでごとに	

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円61銭4厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	40銭4厘	80銭6厘	1円61銭4厘	2円42銭0厘	3円22銭7厘	4円03銭4厘

ホ 農事用電力C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円90銭4厘
-----------------	---------

ヘ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	24円53銭0厘
--------	----------

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき 最初の15キロワット時まで	3円68銭0厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	24銭5厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	24銭5厘
	高圧で供給を受ける場合	23銭4厘

3 燃料費調整単価等の掲示

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

以上

電気事業法施行規則第 32 条の 規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による 離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される2023年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低压で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高压で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2023年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低压で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高压で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

○従量制供給の場合

		2023年 2月分～9月分	2023年
			10月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低压で供給を受ける場合	7円 00 錢	3円 50 錢
	高压で供給を受ける場合	3円 50 錢	1円 80 錢

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし	2023年	2023年
				kWh (※1)	2月分～9月分 (※2)	10月分 (※2)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	27円 19 錢	13円 59 錢
		10W超過 20Wまで	1灯	7.768	54円 38 錢	27円 19 錢
		20W超過 40Wまで	1灯	15.536	108円 75 錢	54円 38 錢
		40W超過 60Wまで	1灯	23.304	163円 13 錢	81円 56 錢
		60W超過 100Wまで	1灯	38.840	271円 88 錢	135円 94 錢
		100W超過 50Wまでごとに	1灯	19.420	135円 94 錢	67円 97 錢
	小型 機器	50VAまで	1機器	11.601	81円 21 錢	40円 60 錢
		50VA超過 100VAまで	1機器	23.202	162円 41 錢	81円 21 錢
		100VA超過 50VAまでごとに	1機器	11.601	81円 21 錢	40円 60 錢
		50VAまで 1日につき	1契約	0.313	2円 19 錢	1円 10 錢
臨時電灯A	50VA超過 100VAまで 1日につき	1契約	0.626	4円 38 錢	2円 19 錢	
	100VA超過 500VAまで 100VAまでごとに 1日につき	1契約	0.626	4円 38 錢	2円 19 錢	
	500VA超過 1kVAまで 1日につき	1契約	6.260	43円 82 錢	21円 91 錢	
	1kVA超過 3kVAまで 1kVAまでごとに 1日につき	1契約	6.260	43円 82 錢	21円 91 錢	

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2023年 2月分～9月分 (※2)	2023年 10月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電力	1 kW 1 日につき	1 契約	6. 579	46 円 05 錢	23 円 03 錢
	0. 5kWの場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 23 円 03 錢	(※3) 11 円 52 錢
農事用電力B (脱穀調整需要)	0. 5kW 1 日につき	1 契約	1. 6445	11 円 51 錢	5 円 76 錢
	1kW 1 日につき	1 契約	3. 289	23 円 02 錢	11 円 51 錢
	2kW 1 日につき	1 契約	6. 578	46 円 05 錢	23 円 02 錢
	3kW 1 日につき	1 契約	9. 867	69 円 07 錢	34 円 53 錢
	4kW 1 日につき	1 契約	13. 156	92 円 09 錢	46 円 05 錢
	5kW 1 日につき	1 契約	16. 445	115 円 12 錢	57 円 56 錢
農事用電力C (育苗・栽培需要)	1 kW 1 日につき	1 契約	11. 842	82 円 89 錢	41 円 45 錢
	0. 5kWの場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 41 円 45 錢	(※3) 20 円 73 錢
深夜電力A	1 月につき	1 契約	100. 000	700 円 00 錢	350 円 00 錢
従量電灯A、 臨時電灯Bおよび 公衆街路灯B	最初の 15kWh まで	1 契約	15. 000	105 円 00 錢	52 円 50 錢

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上